

団体登録利用案内（保育・教育施設等）

10人以上で構成する読書活動の振興や公益性・社会貢献性のある活動をしている逗子市内の地域団体、社会教育団体、私立・公立の保育・教育施設および機関は、団体登録ができます。

<登録>

- ① 申込様式『図書館カード交付等申込書／逗子市立図書館団体登録確認書』に必要事項を記入してください。
- ② 担当者の本人確認書類とともに、①の申込様式を図書館または分室のカウンターに提出してください。

<貸出>

- ・図書・雑誌を、30冊まで4週間、借りられます。
- ・12冊まで予約できます。
- ・延長はできません。
- ・視聴覚資料は貸出できません。
- ・蔵書に限りがありますので、分野によっては貸出冊数を制限させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<返却>

図書館または分室のカウンターに直接返却してください。
ブックポストには返却しないでください。

<更新>

団体登録は毎年更新を行います。有効期限は当該年度の3月31日までです。
更新は3月1日から受け付けます。

【必要なもの】・図書館カード
・担当者の本人確認書類

申込様式『図書館カード交付等申込書／逗子市立図書館団体登録確認書』に必要事項を記入し、図書館カードと本人確認書類と合わせて、図書館または分室のカウンターにご提出ください。

*新年度で担当者が変わられる場合は、4月以降に更新手続きを行ってください。

*長期間更新をされない場合、団体登録を取り消します。

【お問い合わせ】逗子市立図書館

TEL 046-871-5998 / FAX 046-873-4291